

下田市避難所運営マニュアル

【朝日地区】

令和3年3月

下田市防災安全課

- 目 次 -

	項 目	ページ	
1	1	はじめに(本マニュアルの目的)	1
	2	用語解説	2
	3	指定緊急避難場所・指定避難所(朝日地区)	3
	4	参考資料	4
2		避難所運営の基本方針	4
3		避難所運営の主な役割分担・主体	6
4		災害発生から避難所の立ち上げまで	7
	1	避難所の点検・開設	9
	2	避難所立ち上げ組織の発足	10
	3	居住班等の編成	10
	4	避難所レイアウト&入室	11
		大規模災害時(大賀茂小学校)	12
		風水害時(朝日小学校)	16
	5	受付(避難所利用者名簿の作成)	23
	6	避難所運営組織の編成	24
	7	運営業務の役割分担	26
	8	運営本部会議の開催	26
5		閉鎖	27
6		避難所利用ルール	28
7		様式	
	様式1号	問診チェック表	30
	様式2号	避難所受付簿	31
	様式3号	避難者情報カード	32
	様式4号	避難者集計表	33
		記載例(様式1~4号)	34
8		資料	
	1	避難所備品一覧	38

1-1 はじめに（本マニュアルの目的）

南海トラフ巨大地震などの大規模な災害が発生し、家屋の損壊やライフラインの途絶等により自宅での生活継続が困難な被災者が多数発生した場合、市は、あらかじめ指定した公共施設等に指定避難所（以下「避難所」といいます。）を開設します。

避難所の開設時には、避難所担当職員（市職員）や施設管理者、自主防災組織等が主体となり避難所を開設しますが、避難生活が長期間に及ぶ場合、避難所の運営は、避難者や自主防災組織等が主体となり、早期の生活再建を目指し、自主的な避難所運営を行うこととなります。

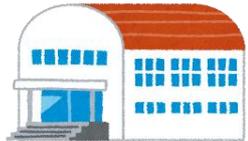
避難所運営の全体的な流れや各担当の役割、様式などについては、静岡県が作成する「避難所運営マニュアル(平成30年3月)」(以下「静岡県避難所運営マニュアル」といいます。)によることとなりますが、「下田市避難所運営マニュアル」(以下「本マニュアル」といいます。)では、市内の各地区における主な避難所の設置手順や各施設などの使用方法などについて、あらかじめ市や施設管理者、地域の自主防災会などで話し合った結果をまとめたものになります。

災害時には、静岡県避難所運営マニュアルと本マニュアルを併用して使用することで、円滑な避難所開設や運営がなされることが期待されます。

また、本マニュアルは、訓練や災害経験などを通じて、各地区の状況などに合わせ災害時に円滑な避難所運営が図れるよう、継続的に見直していきます。

1-2 用語解説

本マニュアルで使用する用語の説明は、以下のとおりです。

語句	説明
指定緊急避難場所	<p>災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所をいいます。市内では下田公園など55か所が指定されています。</p> 
指定避難所 (避難所)	<p>被災者が避難生活を送るための指定避難所をいいます。市内では下田中学校など38か所が指定されています。</p> 
自主防災組織	<p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項に基づき地域住民が自主的に結成した防災のための組織で、市内に48団体があります。</p>
防災委員	<p>市民の生命と財産を守るため防災問題についての知識・経験及び技術を習得し、市民等の防災意識の高揚を図るため、自主防災組織を構成する1自主防災会に2名以上が設置されます。</p>
施設管理者	<p>市指定避難所となっている学校の校長を指します。</p>
市災害対策本部	<p>市内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときに設置します。本部室は、下田市庁舎西館大会議室又は下田市民スポーツセンターに置きます。</p>
避難所担当職員	<p>避難指示等の発令により、避難所を開設する場合、指定されている避難所へ市災害対策本部から派遣し、避難所運営のサポートに携わります。</p>
要配慮者	<p>高齢者や障がいのある方、妊産婦、乳幼児、外国の方など防災施策において特に配慮を要する方をいいます。</p>
ペット同行避難	<p>災害時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難することをいいます（<u>避難所で飼い主とペットが同居することを意味するものではありません。</u>）。</p> 

1-3 指定緊急避難場所・指定避難所（朝日地区）

1 指定緊急避難場所

施設・場所名	対象となる異常な現象の種類							
	洪水	崖崩れ・土砂 流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 現象
朝日小学校 グラウンド (吉佐美 544)	○	○	○	×	×	○	○	○
青少年海の家 (田牛 217)	○	×	○	×	×	○	○	○
大賀茂小学校 グラウンド (大賀茂 1429)	○	○	○	○	○	○	○	○
朝日公民館 (吉佐美 883-1)	○	×	○	×	×	○	○	○
宝徳院 (吉佐美 1667)	○	×	○	×	×	○	○	○

2 指定避難所

	津波災害	土砂災害	洪水災害	備考
大賀茂小学校 体育館 (大賀茂 1429)	○	○	○	地域防災拠点施設
朝日小学校 体育館 (吉佐美 544)	×	○	○	
青少年海の家 (田牛 217)	×	×	○	
朝日公民館 (吉佐美 883-1)	×	×	○	
みくらの里 (吉佐美 1086)	○	×	○	要配慮者等対象

1-4 参考資料

本マニュアルで参考としているマニュアル等は、以下のとおりです。

- ★避難所運営に関すること
：静岡県避難所運営マニュアル
- ★避難生活に関すること
：避難生活の手引き（静岡県）
- ★感染症等に関すること
：新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン（静岡県）
- ★ペット同行避難に関すること
：避難所のペット飼育管理ガイドライン（静岡県）
：災害時における愛玩動物対策行動指針（静岡県）

2 避難所運営の基本方針

<避難所の基本的な考え方>

- 「避難」とは「難」を「避」けることです。
安全な場所にいる人は、避難場所(避難所)に行く必要はありません。
- 避難先は小・中学校などだけではありません。
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。

(1) 避難所は、避難者の「自主運営」を基本とします。

- ◇ 自主防災組織は、自主防災組織の会長及び班長等から「避難所責任者」を定め、避難所である学校等施設の管理者の協力を得て、自主防災組織等による自主的な避難所の運営に努めます。
- ◇ 自主防災組織は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努めます。
- ◇ 市、自主防災組織及び避難所の施設管理者は、避難所運営が軌道に乗り次第、市、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替えます。また、市、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートします。
- ◇ 市は、避難所には避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置します。

また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請します。

(2) 男女双方の視点や要配慮者・女性・子供等の安全、プライバシーの確保等に配慮します。

- ◇ 男女双方が協力して利用者全員参加型の避難所運営を行い、多様な避難者に配慮した安全・安心な避難所運営体制を作ります。
- ◇ 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めます。

<参照> 「男女共同参画の視点からの防災手引書（静岡県）」

(3) 避難所は、ライフラインの復旧等に合わせ、統合解消します。

- ◇ 地域のライフラインの復旧や小売店の再開、避難所の状況に合わせて統廃合を行い、避難所となる施設の本来業務の早期再開を目指します。
- ◇ 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努めます。

(4) 避難所について、平時から地域で話し合っておきます。

- ◇ 平時から、自主防災組織や施設管理者、市などで避難所運営について話し合っておく必要があります。特に初動時の対応や地域の特性などについて情報を共有しておきましょう。
- ◇ 市や自主防災組織が備蓄する資機材などは、防災訓練などの機会に定期的に点検や数量の確認をしておきましょう。



3 避難所運営の主な役割分担・主体

1 主な役割分担

組織等	役割
(避難所利用者による) 避難所運営組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の運営主体 ・ 避難所立ち上げ後は、自主防災組織等から速やかに運営を引継ぎ、利用者全員をメンバーとする「避難所運営組織」を立ち上げる。
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の立ち上げを主導する。 ・ 避難所や地域住民への情報伝達 ・ 在宅避難者の把握及び支援 ・ 地区全体の防火・防犯活動
避難所施設管理者 (学校等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市と連携し、施設・設備の被害状況や安全性の確認 ・ 施設管理 ・ 避難所の運営支援（主に施設・備品）
避難所担当職員 (市職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理者と協力して、避難所の開設、閉鎖 ・ 下田市災害対策本部との連絡調整 ・ 避難所の運営支援

＜参照＞静岡県避難所運営マニュアル p. 2

2 避難所運営の主体

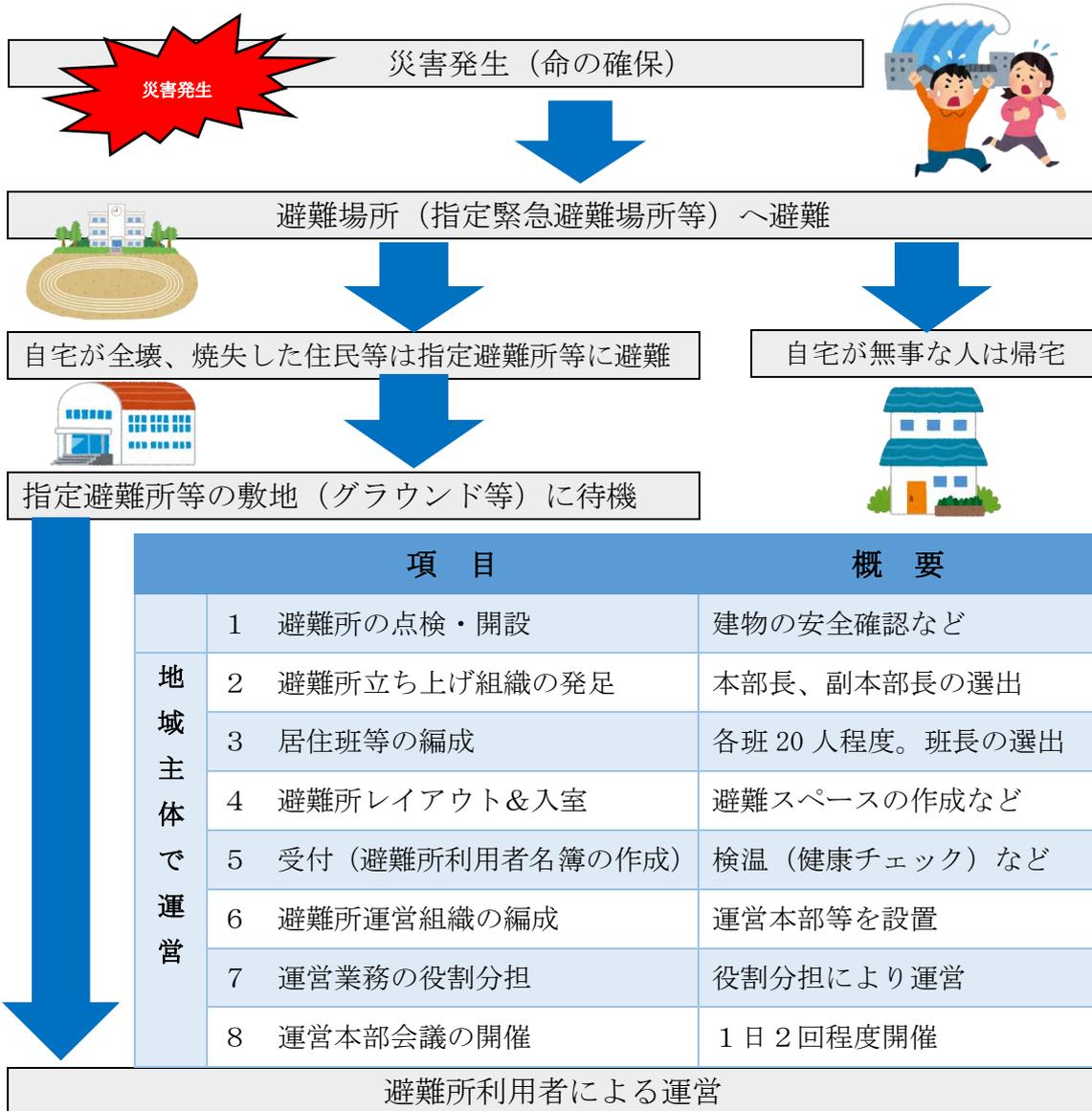
	避難所運営本部	
	立ち上げ前	立ち上げ後
避難所利用者	△	◎
自主防災組織	◎	△
避難所担当職員	◎	△
避難所施設管理者	○	△

【 ◎…主となって活動する、○…活動する、△…支援する 】

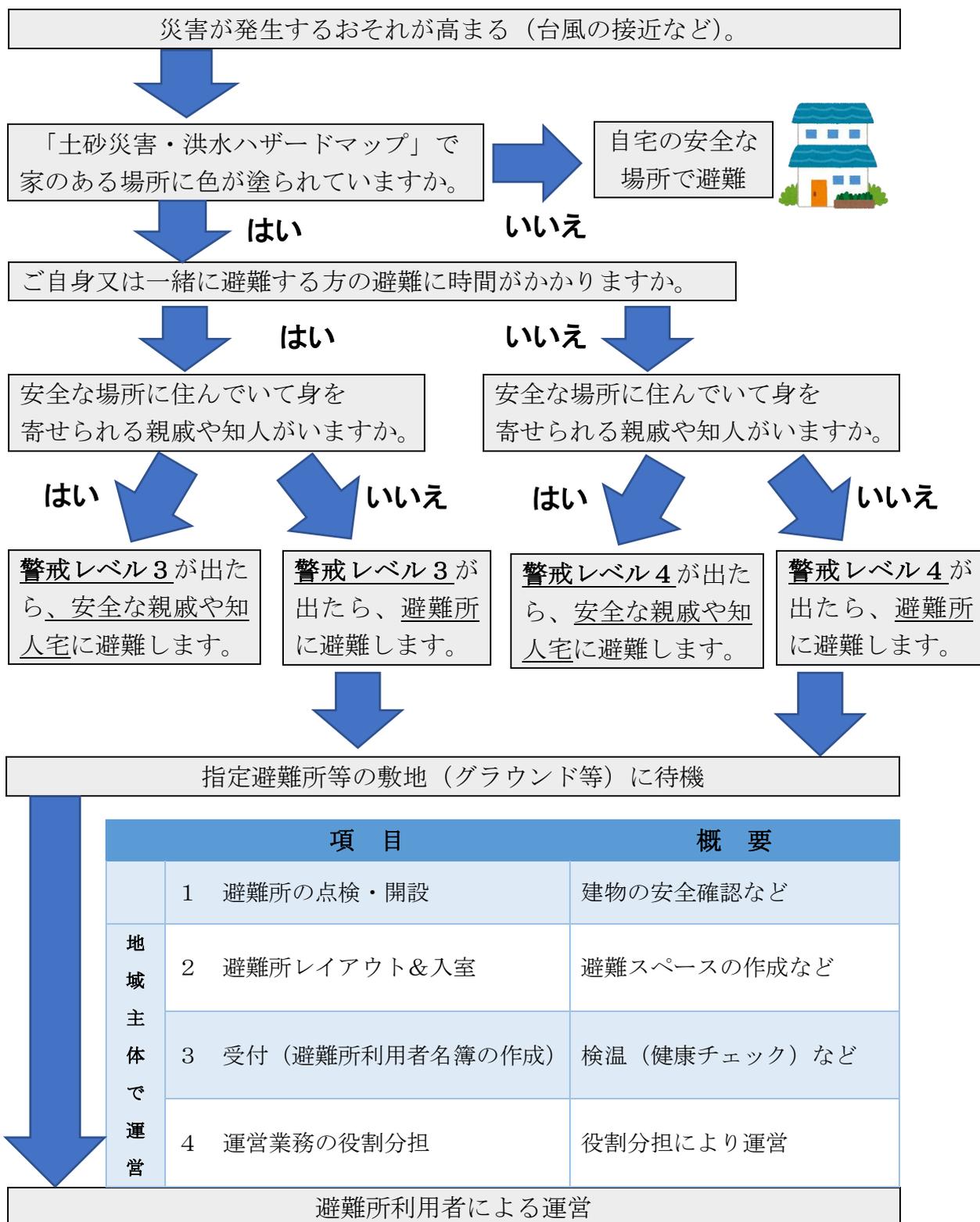
＜参照＞静岡県避難所運営マニュアル p. 5～16

4 災害発生から避難所の立ち上げまで

1 大規模災害時



2 風水害時



※災害の規模によっては、大規模災害時に準じて避難所を運営します。

4-1 避難所の点検・開設

市職員や施設管理者が安全確認を実施した後、避難所の開設や避難者の受け入れ準備を行います。施設の安全が確認されるまでは、避難者は敷地内のグラウンド等で待機します。

(1) 施設の開錠

災害発生時	施設開錠者
開館時間の場合	施設管理者
閉館時間の場合	市職員・施設管理者・自主防災会長

(2) 施設の安全確認

①建物周辺の安全確認

- 市職員や施設管理者等が中心となって、建物周辺の安全確認を行います。
- 「火災」「浸水」「ガス臭い（ガス漏れ）」の一つでも該当する場合は、建物を使用できません（市対策本部へ連絡します。）。

<確認例>

- 建物周辺で、がけ崩れ・陥没等がない
- 建物の外観に損傷等の危険個所がない
- 建物内部で、ガラス割れ・照明等の落下物がない など

②建物の安全確認

- 被災建築物応急危険度判定士がいる場合は、応急危険判定を行います。
- 上記判定士がいない場合は、市職員や施設管理者がチェックリスト（様式集-安1）等を用いて安全確認を実施します。
- 建物が危険と判断された場合は、避難所として利用しません。

(3) 避難所の開設

- 施設の安全が確認された場合は、避難所を開設します。
- 開設と同時に、「避難所生活のルール」や各施設のレイアウト図を貼り出し、避難所利用者へ周知します。
- 部分的に危険と判断された箇所は、直ちにその周辺部を含めロープや貼り紙等により、立入禁止の明示をします。
- 避難所レイアウト（4-4参照）によりあらかじめ定めてある、開放しない教室や通路等には立入禁止の明示をします。
- 施設に整備されている設備（ガス・電気・水道・トイレ・通信など）を確認し、不備がある場合は、市職員や施設管理者等と対応を協議します。

4-2 避難所立ち上げ組織の発足

避難所立ち上げ組織の中から、本部長（避難所責任者）（1名）・副本部長（2名）を選出します。避難所立ち上げ組織の本部長は、本格的な避難所運営本部が作られるまでの間、陣頭指揮をとり、避難所の立ち上げ運営を行います。

本部長・副本部長の選出

本部長・副本部長は、自主防災会長が担当します。自主防災会長が不在の場合は、区長や組長、防災委員などが担当します。

(表 4-2-1)朝日地区本部長・副本部長割振表

	本部長	副本部長	副本部長
大規模災害 (大賀茂小学校)	大賀茂区	吉佐美区	田牛区
風水害 (朝日小学校)	吉佐美区	大賀茂区	田牛区

<ポイント>

- ・男女双方の意見を取り入れられる体制に配慮します。
- ・避難所利用者は、避難所立ち上げ組織に全面的に協力します。

4-3 居住班等の編成

原則として1世帯を1単位とし、1班概ね20人程度の居住班を編成します。

居住班の1つの班には、家族や親戚・住んでいた地区の顔見知り等が同じ班になるように配慮します。また、各班から班長及び副班長を原則、男女各1名の2名を選出します。

班長・副班長の役割

- ・班員の意見集約、世話(配布される食料・物資の取りまとめ等)、相談など
- ・班員を代表して運営本部会議に参加
- ・運営本部会議で割り当てられた当番業務を班員と協力・分担して実施

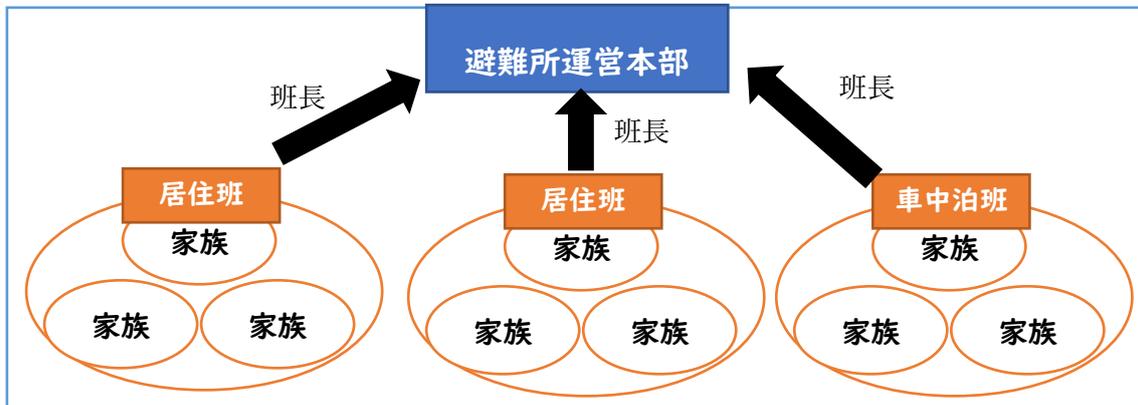
留意事項

- ・観光客等は、地域の避難者と分けて居住班を編成します。
- ・避難所の敷地内に滞在する車中泊者は、「車中泊班」を編成し、他の居住班と同様に避難所運営への協力や運営本部会議に参加します。

<車中泊に当たっての注意>

避難所敷地内は、避難所運営支援車両が優先して駐車できるよう配慮します。

◎「居住班・車中泊班」イメージ図



※各居住班の班員から、活動班(総務班、避難者情報班等)の班員を選出します。避難所レイアウト図のとおり、避難所の設営を行います。

4-4 避難所レイアウト&入室

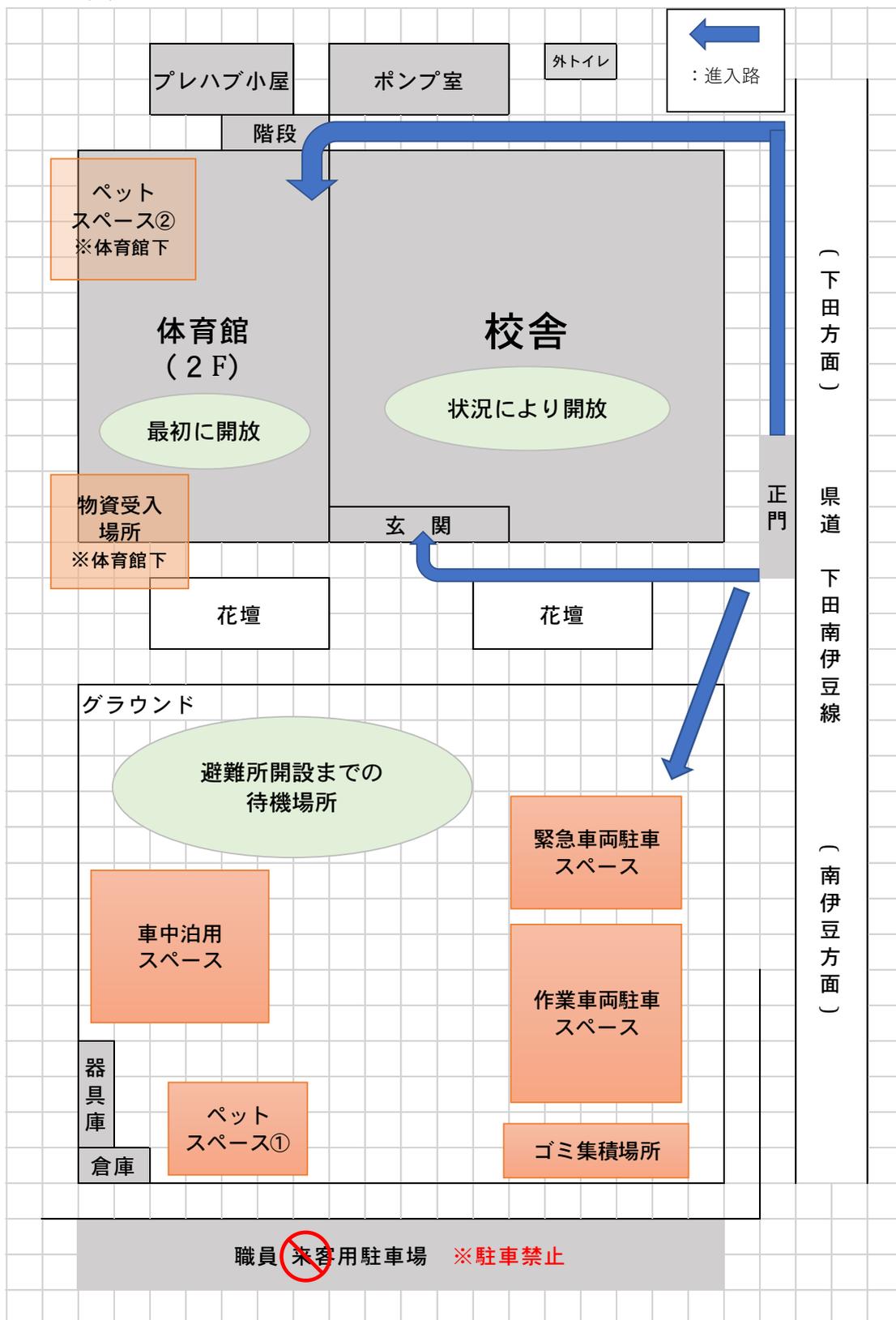
準備が完了した場合は、出来る限り要配慮者を優先し室内に避難させます。また、立入禁止エリアや危険箇所を明確にし、安全性の確保に配慮します。大賀茂及び朝日小学校の避難所レイアウトは、次のとおりです。

- 1 大規模災害時
 - (1) 大賀茂小学校 (全体)
 - (2) 大賀茂小学校 (体育館)
 - (3) 大賀茂小学校 (校舎)
 - (4) 大賀茂小学校 (ペットスペース)

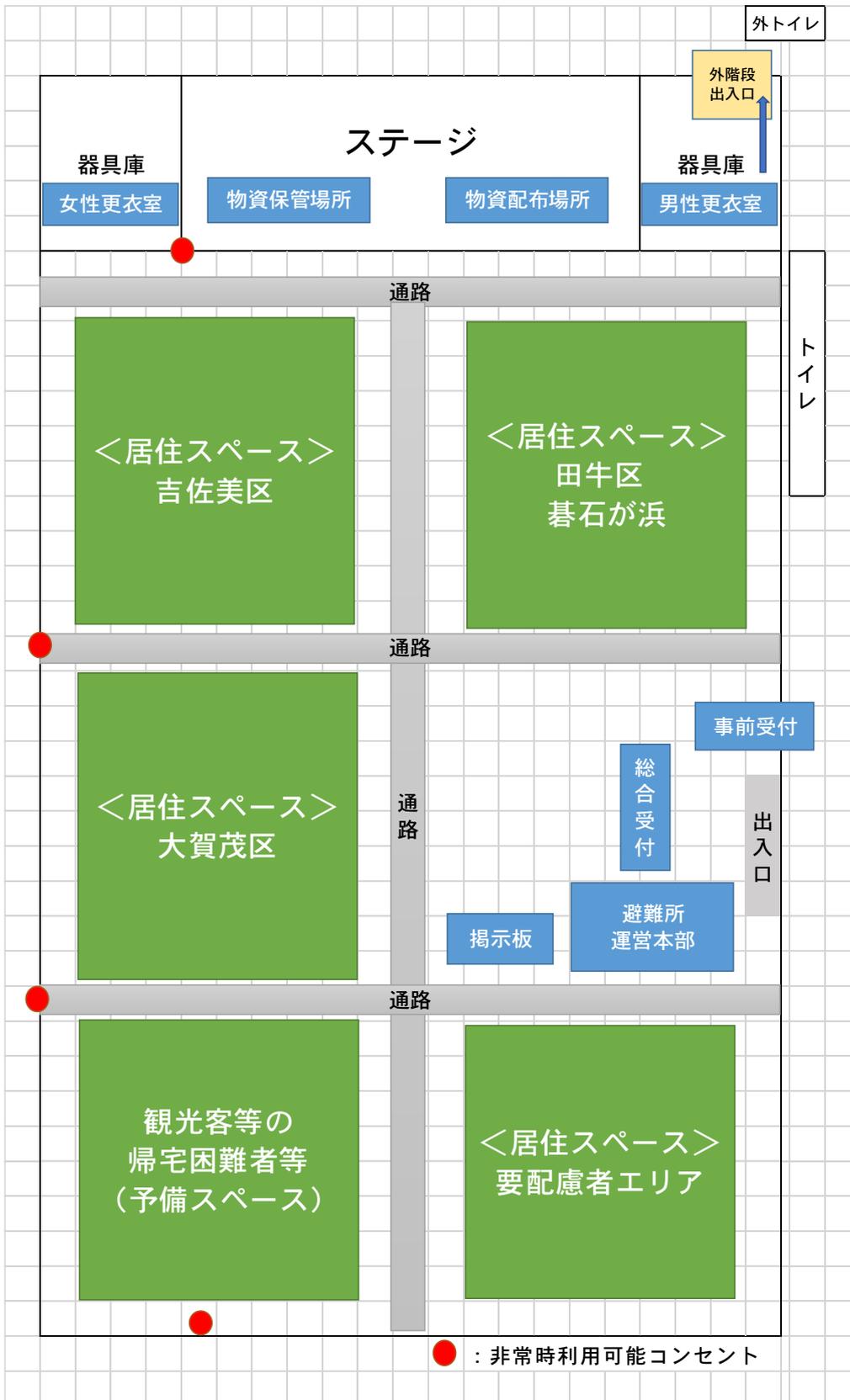
- 2 風水害時
 - (1) 朝日小学校 (全体)
 - (2) 朝日小学校 (体育館)
 - (3) 朝日小学校 (校舎)
 - (4) 朝日小学校 (ペットスペース)

1 大規模災害時

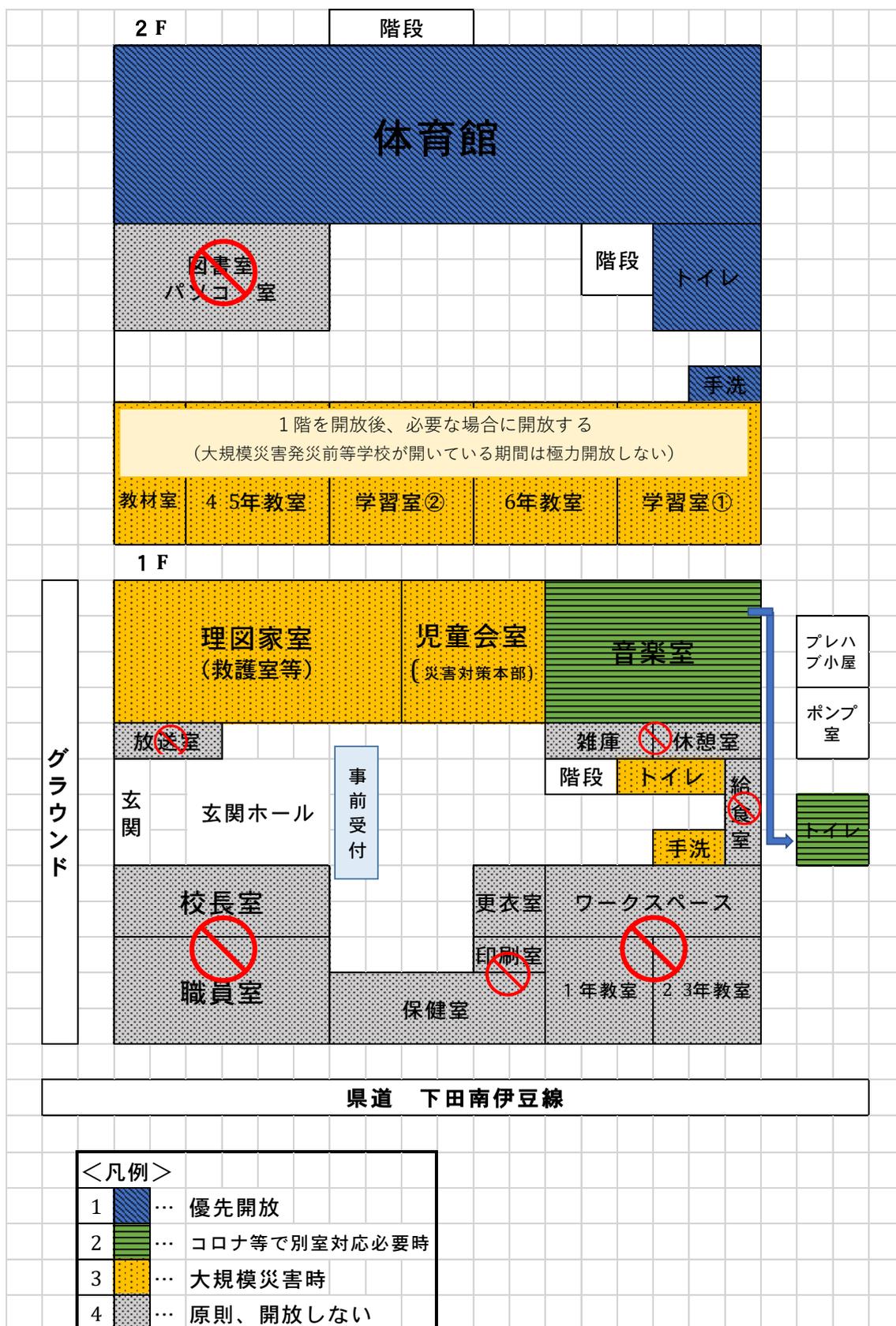
(1) 大賀茂小学校 (全体)



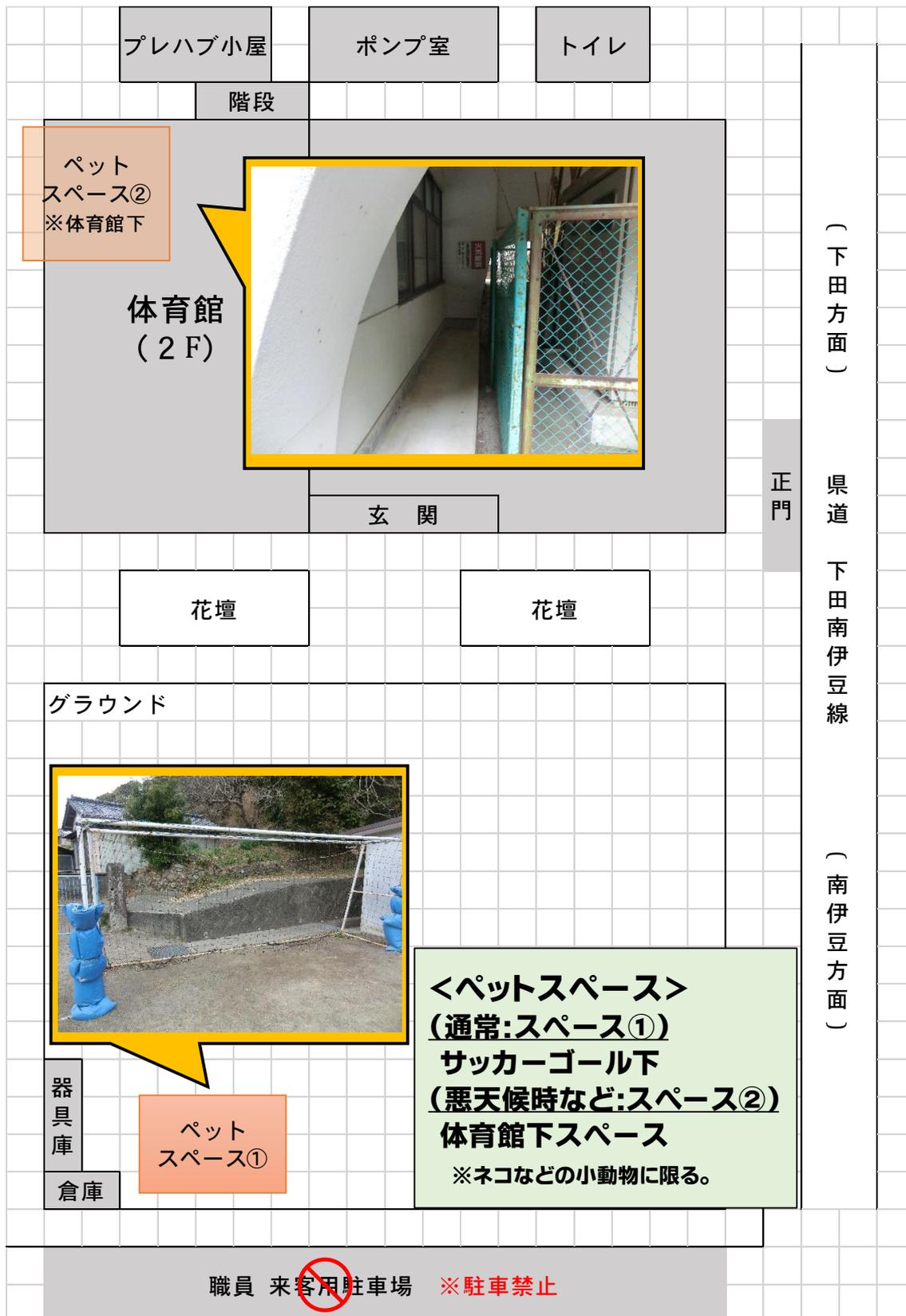
(2) 大賀茂小学校 (体育館)



(3) 大賀茂小学校 (校舎)

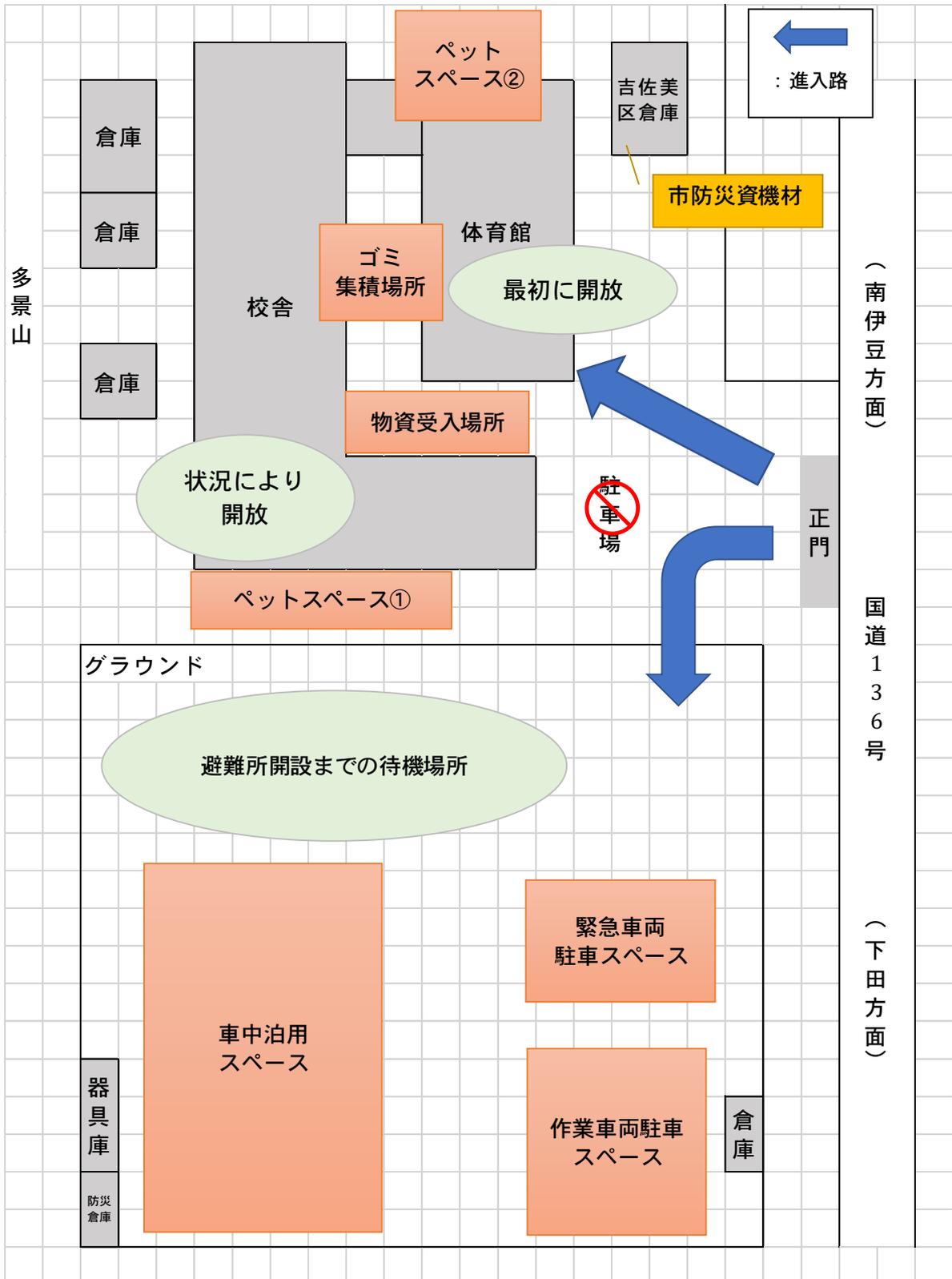


(4) 大賀茂小学校 (ペットスペース)

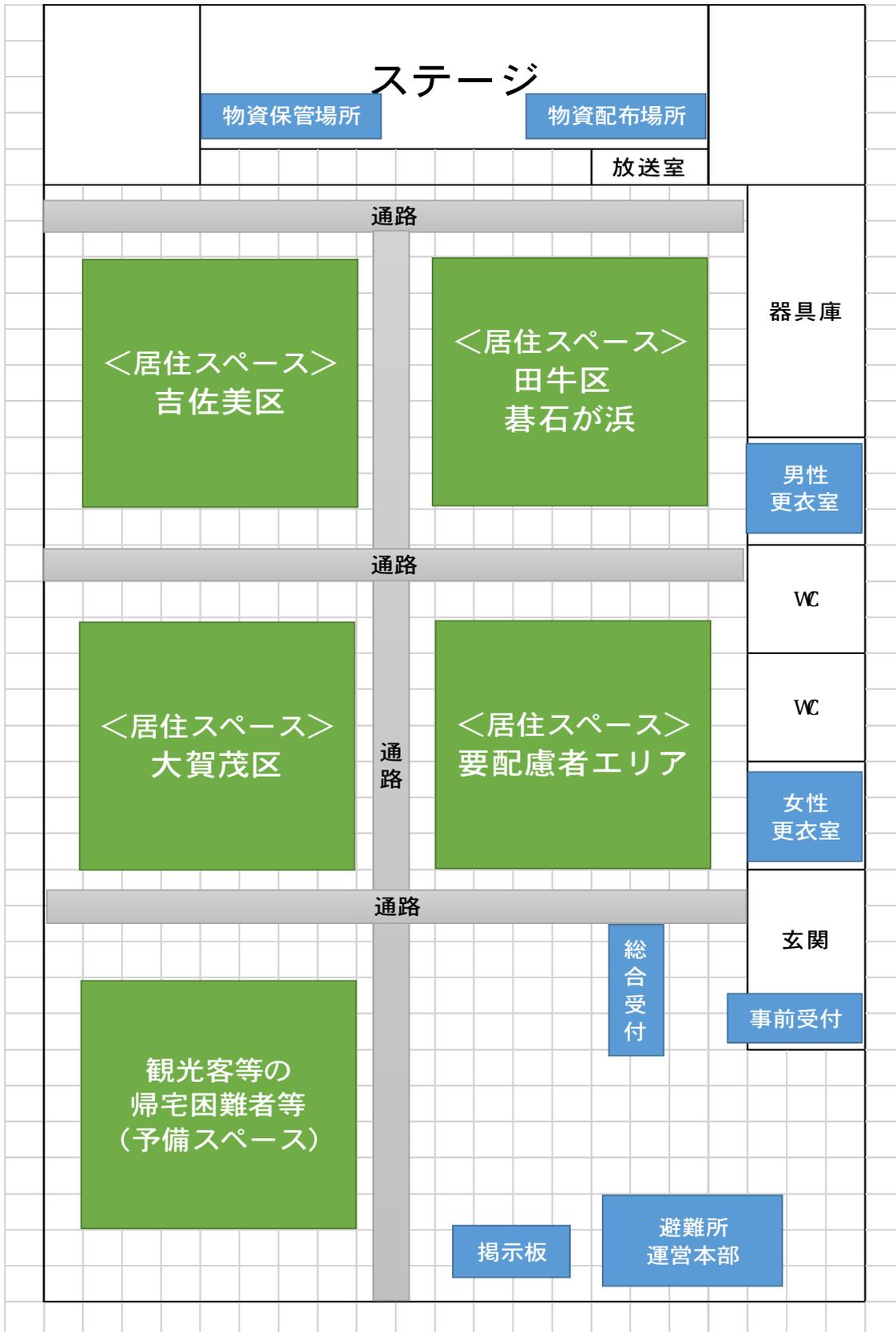


2 風水害時

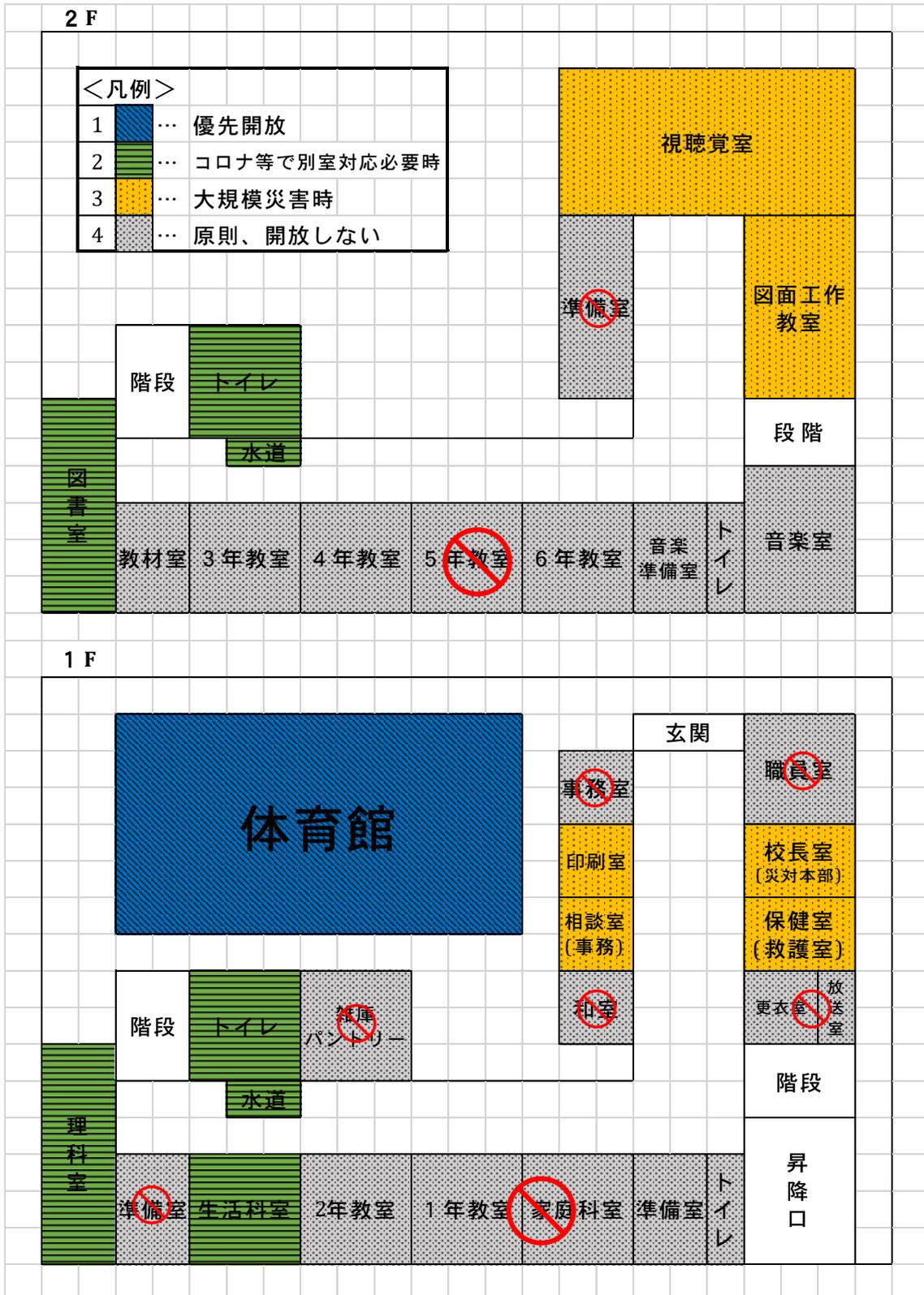
(1) 朝日小学校 (全体)



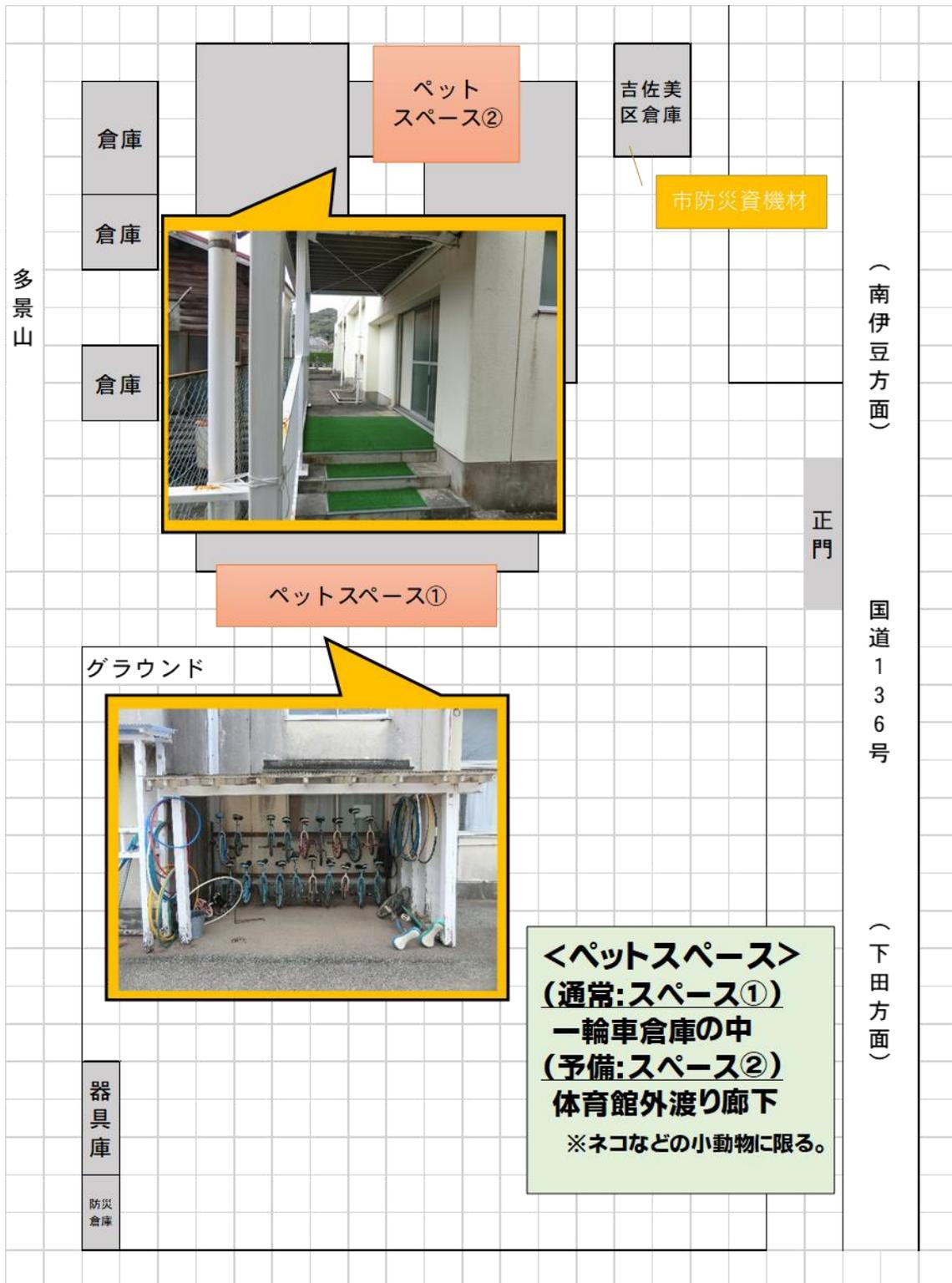
(2) 朝日小学校 (体育館)



(3) 朝日小学校 (校舎)



(4) 朝日小学校 (ペットスペース)



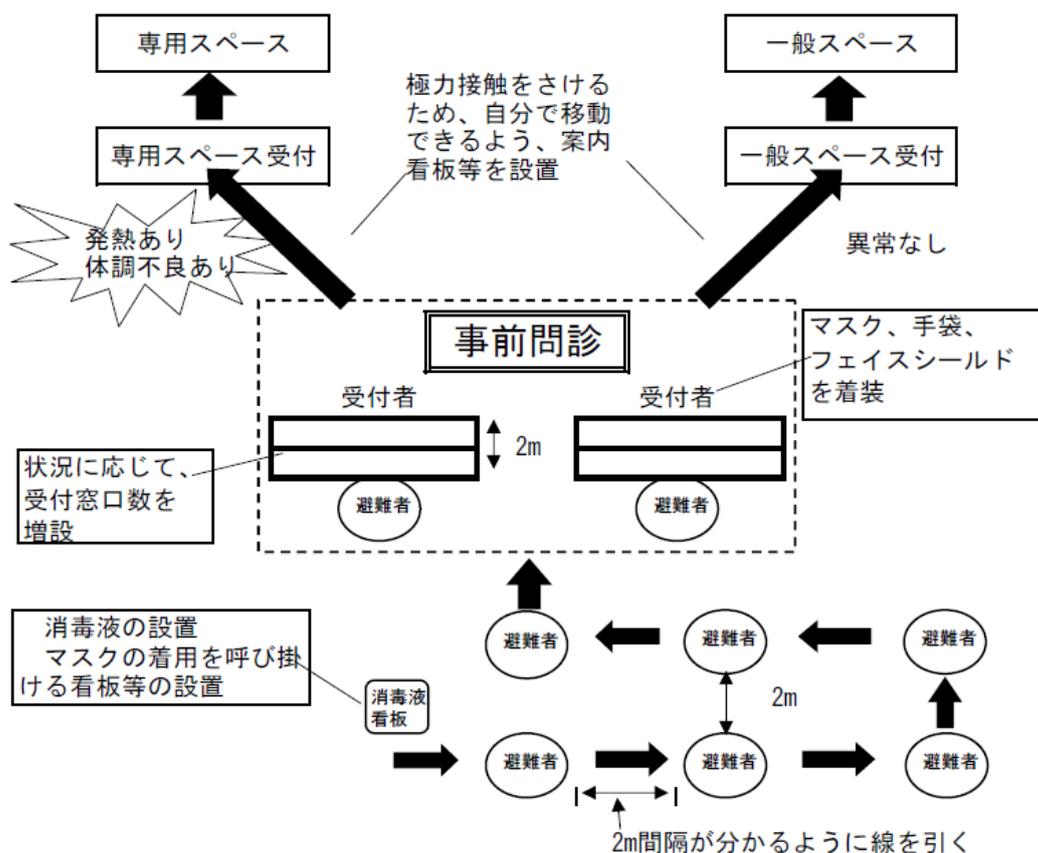
【ア 受付の設営】 ※レイアウトイメージ参考

- 検温等を実施する「事前受付」と、受付を行う「総合受付」を設置します。
 ◎受付は、①入り口から分かりやすい、②風雨の影響がない、③一定のスペースが確保できる場所、に設置します。
- 「避難所」や「受付」とわかる掲示物等を貼り付けます。
- 事前受付から隔離スペースと総合受付への導線が重ならないようにします。

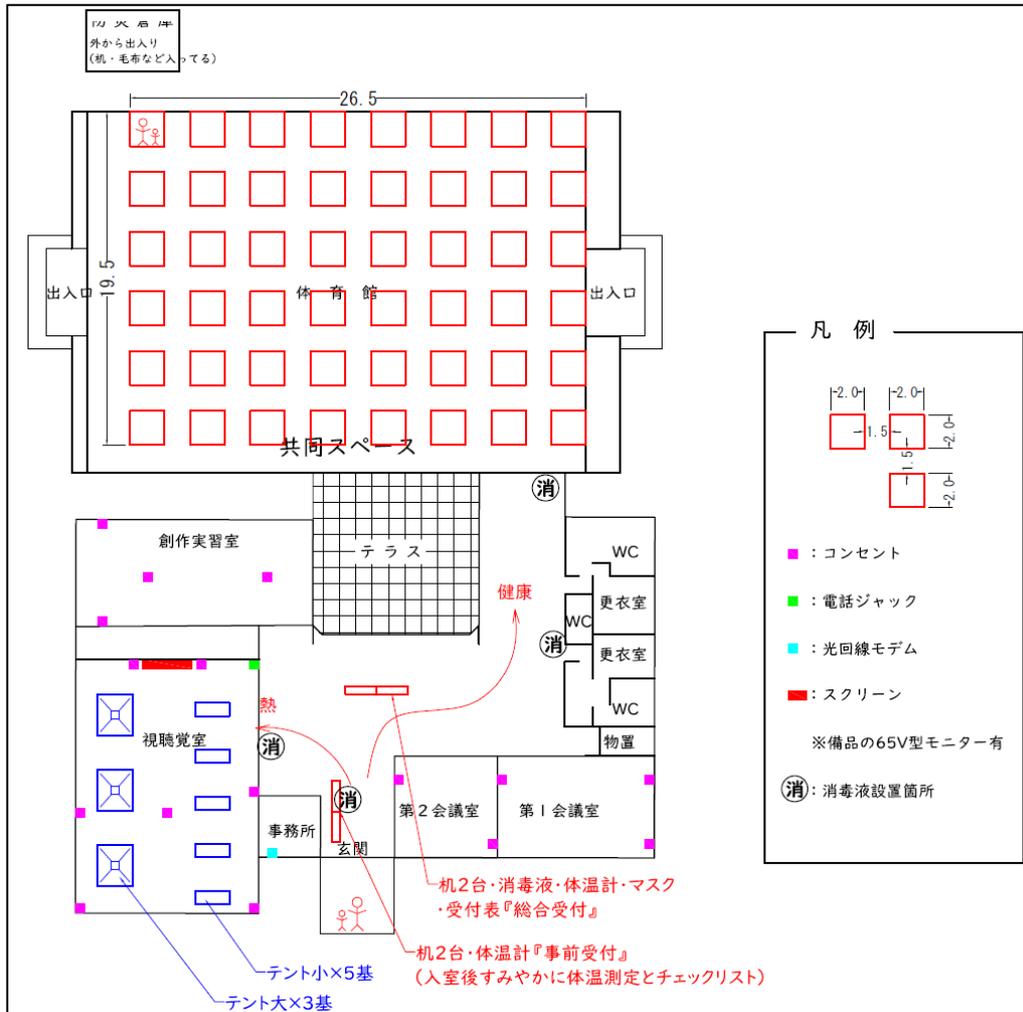
<用意するもの>

- 筆記用具（鉛筆、ボールペンなど）
- 非接触型体温計
- 手指消毒液、マスク、ニトリル手袋、フェイスガード
- ビブス
- 様式（様式1「問診チェック表」～様式4「避難者集計表」）
- 掲示物（受付、避難所、避難所運営のルール）

☆レイアウトイメージ



出典：「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン（静岡県）」 p.13

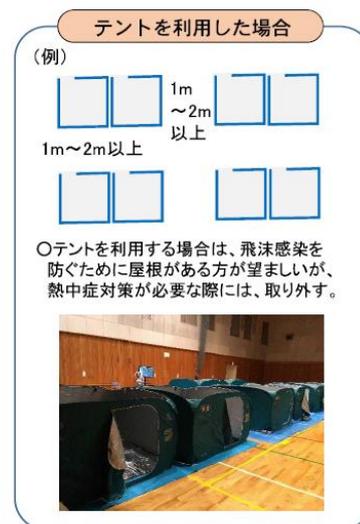
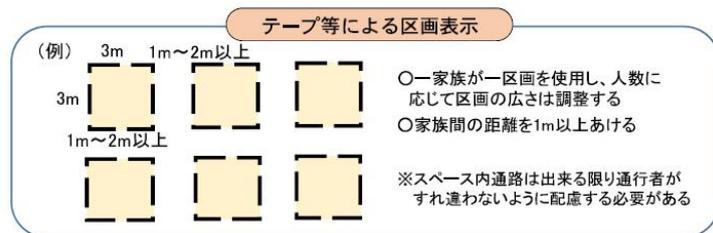


【イ 避難スペースの準備】

- 多数の避難者の避難が想定される場合は、養生テープを使用して避難スペースの区分けを行います（避難者1人当たり占有スペースは約3㎡）。
 - ・一家族が一区画（2m×2mを目安）を使用し、広さは人数に応じて調節。
 - ・家族間の距離を最低1.5m以上あける。
- ゴミ箱等を設置し、衛生環境を整備します。

<用意するもの>

- 養生テープ
- 手指消毒液



出典：「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン（静岡県）」 p. 22

【ウ ペットスペースの設置】

あらかじめ定めた場所にペットスペース（ペット飼育場所）を設置します。ペットスペースは、飼い主が責任を持って管理しますが、トラブル防止のためペット飼育管理ルールを周知します。

また、被害状況により使用できない場合や飼い主から場所変更の相談があった場合は、場所の変更を検討します。

<ペットスペース設置のポイント>

- ◇ ペットを飼育していない避難者と交わらない
- ◇ 避難所活動の妨げにならない
- ◇ 鳴き声や臭い等の影響が少ない
- ◇ 犬をけい留できるフェンスや柱がある
- ◇ 直射日光や雨をしのげる
- ◇ 部外者の立入制限等がかけやすい
- ◇ 清掃しやすい など

【エ その他】

- 資料「避難所運営のルール」を避難スペースの入り口等に掲示します。
- 消毒液は、避難所の出入り口やトイレ周辺など複数箇所に設置します。
- 施設のトイレの使用可否について、確認できるまで携帯トイレや簡易トイレ、仮設トイレ等を使用します（トイレの使用可否を確認し、使用可能なトイレのみ使用を認めます。）。

＜スペースを設置する上で配慮すべき事項＞

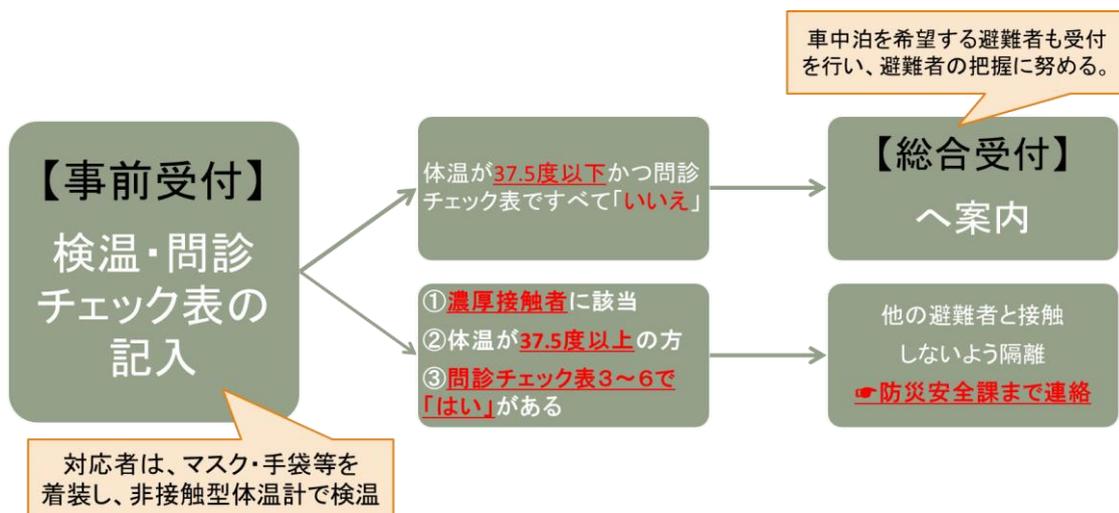
- ◇ 要配慮者は、トイレの近くや寒さを防げる場所、壁際など十分に配慮すること。
- ◇ コンセント等の充電ができる場所は、共用スペースとし、避難者が公平に利用できるようにすること。
- ◇ 女性等の安全やプライバシーに関して、できる限り配慮を行うこと。

＜新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策＞

- ◇ 受付時に密となることを防ぐため、事前受付と総合受付の距離を取るなど、十分なスペースを確保します。
- ◇ 発熱者等と一般の避難者が接触しない導線を確保します。
- ◇ 人の密集が予想されるトイレ・洗面所・携帯電話の充電場所周辺では、2 mの距離を取るよう周知します。
- ◇ 避難スペース内で、避難者同士が密とならないよう周知します。
- ◇ (可能であれば) 避難者の区画を指定する等して、避難者の所在・位置を把握(記録)します。

4-5 受付（避難所利用者名簿の作成等）

新型コロナウイルス感染症等の感染症流行下では、「事前受付」で問診チェック表の記入及び検温を行い、「総合受付」で避難者の確認・把握を行います。事前受付で体調が優れない方は、別室で隔離するなどにより、避難所での感染症の感染拡大を防ぐ必要があります。



1 事前受付

- 対応者は、マスク・手袋等を装着し、入口で非接触型体温計を使用して、避難者の体温測定及び「問診チェック表(様式1号)」の記載を依頼します。
 - ・ 体温が 37.5 度以下かつ問診チェック表ですべて「いいえ」の方の場合は、「総合受付」に避難者を案内します。
 - ・ ①「濃厚接触者」である方、②体温が 37.5 度以上の方、③問診チェック表 3～6 で「はい」がある方は、家族も含め他の避難者と接触しないように隔離します。
- ☛ 上記患者が発生した場合は、市(防災安全課)まで報告し、指示を仰ぐこと。
- 事前受付では、避難者が密とならないよう、避難者毎に 2 m 程度の距離を確保します。

2 総合受付

- 家族の代表者 1 名が、「避難所受付簿(様式 2 号)」及び「避難者情報カード(様式 3 号)」に記入します。
- 要配慮者や特に留意すべき事項などがあれば、確認・対応します。
- 避難者が使用した筆記用具などは、定期的に消毒します。

<新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策のポイント>

- 「避難者情報カード」等は、受付の混雑状況に応じて、避難スペースで記載してもらうなど、密にならないよう留意する必要があります。
- 感染症流行下では、3密を防ぐため車中泊を希望する避難者が想定されますが、当該避難者に対しても受付を行い、避難者把握に努めます。

4-6 避難所運営組織の編成

避難所運営が軌道に乗った（発災後数日～1週間程度）後、避難所利用者中心の体制に切り替えます。配慮が必要な人の意向等を反映させるため、多様な参加者（障害のある人や外国人など）が運営に参画できるよう配慮します。

各組織は、以下のメンバーで構成します。

避難所運営組織

：避難所運営本部と活動班、居住班（車中泊者を含む）

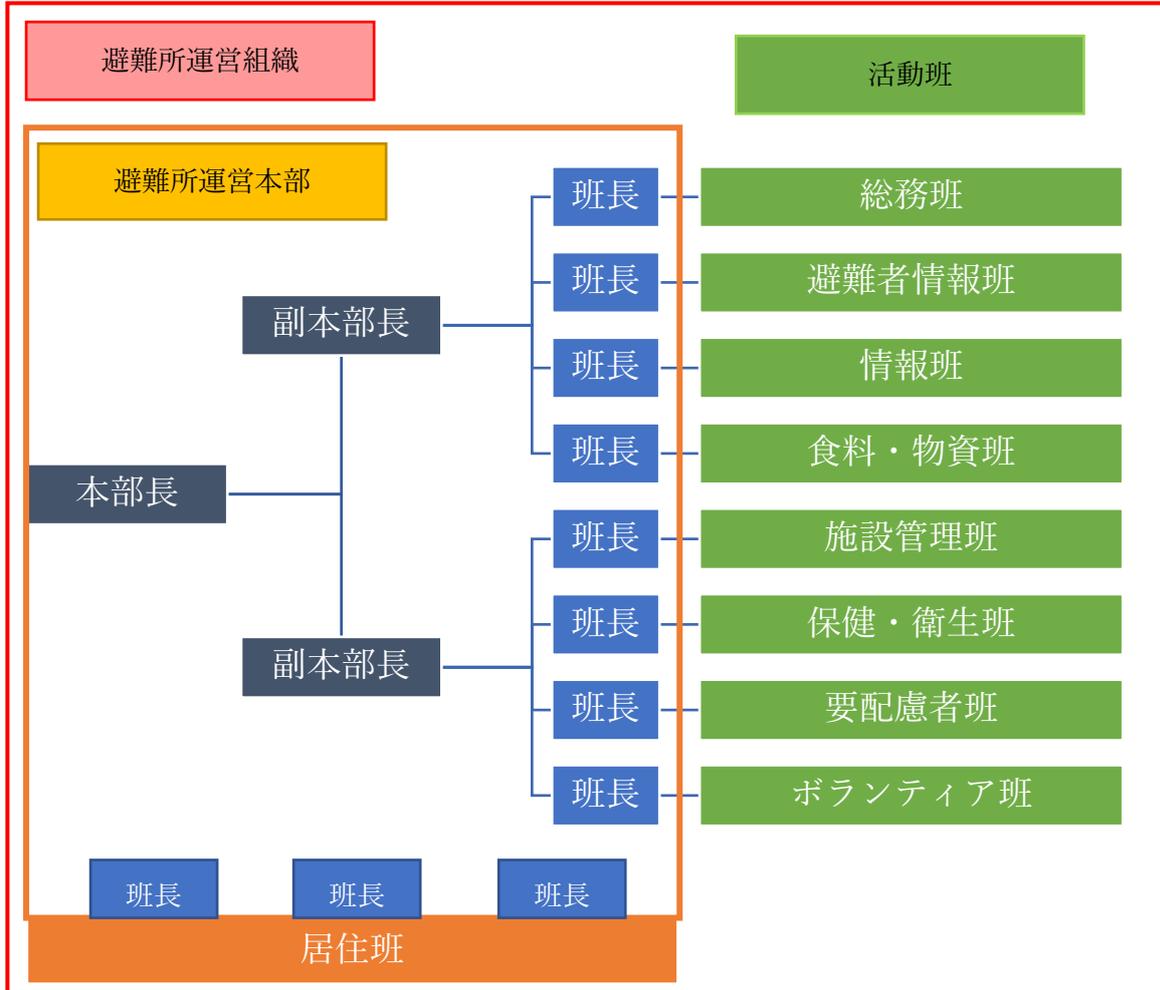
避難所運営本部

：本部長、副本部長、各活動班長、各居住班（車中泊班）長

役割：避難所の意思決定機関として避難所運営全般に携わる

- 主な活動内容：・避難所内のルールの決定・変更と周知
 ・避難所利用者の要望、意見の取りまとめ
 ・市対策本部や関係機関との連絡、調整

<避難所運営組織>



(表 4-6-1) 各班長担当者割り振り表

班名	担当自主防災会
総務班	大賀茂区 防災委員
避難者情報班	吉佐美区 防災委員
情報班	田牛区 防災委員
食料・物資班	碁石が浜 防災担当
施設管理班	大賀茂区 防災委員
保健・衛生班	吉佐美区 防災委員
要配慮者班	田牛区 防災委員
ボランティア班	碁石が浜 防災担当

4-7 運営業務の役割分担

避難所での各業務は、各班長のもと、避難所利用者が主体となって活動します。各活動班の主な活動内容は、表 4-7-1 のとおりです。班員は、組長等のほか、避難所利用者の中で、避難所利用人数等に応じて、分担し実施します。

(表 4-7-1) 主な活動内容

名 称	主な活動内容
総務班	避難所運営・記録、取材対応、市本部・地域との連携 等
避難者情報班	避難所利用者名簿管理、問い合わせへの対応 等
情報班	情報収集、情報伝達、情報発信 等
食料・物資班	食料・物資の調達・受入・管理・配給、炊き出し 等
施設管理班	安全・安心な避難所づくり、防火・防犯 等
保健・衛生班	トイレ・衛生管理、傷病者への支援、ペット 等
要配慮者班	要配慮者支援 等
ボランティア班	ボランティアの受入・管理 等

★具体的な活動内容等は、「静岡県避難所運営マニュアル」 p. 17～46 を参照

<新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策（保健・衛生班）>

- ◇ トイレ・洗面所・階段手すり・ドアノブ・電灯スイッチなど、人がよく触れる共用箇所は、定期的に清掃及び消毒を行います。
- ◇ 出入り口のドアや窓は、原則開放したままとし、十分な換気を行います（気候上、換気が困難な場合は、こまめに（30分に1回以上、数分間程度）窓を全開にします。）。
- ◇ 避難者に対して、マスクの着用・手洗い・手指消毒の徹底を促します。



4-8 運営本部会議の開催

避難者が抱える問題などの課題を共有するため、定期的に避難所運営本部を開催します。

会議は、概ね1日2回（朝・夕）実施し、情報の共有・問題点の有無などを確認し、対応策を検討・決定します。

会議の内容は、意思決定過程を含め、なるべく避難所利用者全員と共有するため、決定事項等は掲示板等で周知します。

参加者 本部長・副本部長・各班長・施設管理者・市職員・ボランティア代表者など

議題例

- ・避難所の利用者数（増減等）の報告
- ・各活動班の活動報告（トラブルや課題等の報告）
- ・市災害対策本部からの伝達事項
- ・自主防災組織、自衛隊、ボランティア等からの報告、伝達事項
- ・避難所運営ルールの改正
- ・トラブルや諸課題への対応 など

5 閉鎖

開設された避難所については、災害対策本部の決定により順次、統合又は閉鎖します。

<閉鎖判断例：風水害等の場合>

- ① 土砂災害警戒情報等の気象警報が解除された場合
- ② 避難者が全員退所（帰宅）し、以後新たな避難者が予測できない場合
- ③ 台風接近や長時間の降雨などの危険性が回避され、避難者がいない場合

※避難所備品は、入り口付近に配置してください。

6 避難所利用ルール

1 避難所全体

避難所の運営においては、避難者に対して以下の点を遵守するよう周知するものとし、避難所運営のルールに従わない避難者、迷惑行為を行う避難者、目的外の利用者に対しては、厳正に対処するものとします。

- ① 避難所においては、避難者の自主運営を基本とします。
- ② 市及び避難所運営者の指示並びに避難所のルール等に従ってください。
- ③ 避難者は、避難生活における最低限のルールを遵守しましょう。(例：大声を出さない。走り回らない。他の避難者への迷惑となる行為やモラルに反する行為はしない。)
- ④ 避難所敷地内での喫煙や飲酒はご遠慮ください。
- ⑤ 避難所開設から 24 時間以内は、原則として電気は点灯状態としますが、避難者の状況等により夜間(概ね午後 10 時～午前 6 時)は消灯するものとします。消灯等の判断は、運営者が行います。
- ⑥ 避難者は、避難所への入退所時・一時外出時は、必ず運営者等に連絡・報告してください。
- ⑦ ペットの避難スペースは、原則として屋外とし、ペットの飼育管理及びペットスペースの清掃は、飼い主が行ってください。
- ⑧ ゴミなどは決められた場所に廃棄し、自宅から持ち込んだ物は必ず持ち帰ってください。
- ⑨ 避難者が使用した施設（トイレ・洗面台等）の基本的な清掃は避難者自身が行ってください。
- ⑩ 新型コロナウイルス感染症等の感染症流行時には、マスクの着用や検温等の実施、手指消毒の徹底、3密を避けるなど、感染症の拡大を防ぐ行動を取ってください。

2 ペット飼育管理ルール

- ① ペットは、指定されたペットスペース及び方法で飼育してください。
- ② ペットスペースは、飼い主の責任で管理（受付・清掃等）してください。
- ③ ペットを体育館や校舎等、人の居住区域に入れないようにしてください。
- ④ ペットによる苦情、危害防止に努めてください。
- ⑤ 決められた場所で排せつさせ、ルールに従って処分してください。
- ⑥ エサの時間を決めて、その都度片付けてください。
- ⑦ 運動やブラッシングは屋外で実施し、抜け毛は各自で処分してください。

- ⑧ 名札等を装着し、飼い主がわかるようにしてください。
- ⑨ ペットとのふれあいの時間を決め、夜間の接触はなるべく控えてください。

7 様式

- (1) 様式1号 問診チェック表
- (2) 様式2号 避難所受付簿
- (3) 様式3号 避難者情報カード
- (4) 様式4号 避難者集計表

様式 1 号

問診チェック表

氏名： _____

1	濃厚接触者と言われている	はい・いいえ
2	現在の体温	℃
3	風邪の症状や発熱が数日間続いている	はい・いいえ
4	強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある	はい・いいえ
5	激しい咳症状がある	はい・いいえ
6	味覚・嗅覚異常がある	はい・いいえ
7	その他気になる症状がある	はい・いいえ
	「はい」の方のみ いつからどんな症状がありますか	時期： 症状：

※ 1で「はい」の方は、濃厚接触者として、「専用スペース」へ案内

※ 2で37.5度以上の方、又は3~6で「はい」の方は、発熱者等体調不良者等として、「専用スペース」へ案内

※ 上記項目について、すべて「いいえ」の方は、「総合受付」へ案内

様式2号

枚中 枚

避難所受付簿

避難所名： _____

受付 番号	入 所 日	代表者 氏名	住 所	連 絡 先	合 計 人数	受入場所	備 考	退 所 日
	入所時間							退所時間
	月 日 時 分			() -		避難所・車中		月 日 時 分
	月 日 時 分			() -		避難所・車中		月 日 時 分
	月 日 時 分			() -		避難所・車中		月 日 時 分
	月 日 時 分			() -		避難所・車中		月 日 時 分
	月 日 時 分			() -		避難所・車中		月 日 時 分
	月 日 時 分			() -		避難所・車中		月 日 時 分
	月 日 時 分			() -		避難所・車中		月 日 時 分

※連絡先は、常時連絡がとれる番号（携帯電話など）を記入してください。

様式 3 号

避難者情報カード

受付番号
(※職員記入)

--

※ 1 家族で 1 枚作成してください。

記入日	年 月 日	記入時間	午前・午後	時	分		
ふりがな		性 別	男・女				
代表者氏名		住 所					
電話番号							
◎家族の状況							
氏名	性別	年齢	氏名	性別	年齢		
◎要配慮者の情報（該当する方の「人数」を記入してください。）							
乳・幼児		要介護		精神疾患		アレルギー等	
妊婦		障害児者		難病		その他要配慮者	
◎ペット	無・有（有の場合は、数、種類、特徴など）						
	有の場合→（ ）						
◎その他							
~~~~~							
◎職員使用欄（避難場所（車内等含む）、一時退所日時等）							

様式 4 号

枚中 枚

## 避難者集計表

避難所名： _____

日付	時間	世帯数	避難者数	内 訳 (重複可)										備 考
				男	女	乳・ 幼児	妊婦	要介護	障害 児者	精神 疾患	難病	アレ ルギ ー等	その他	
/	:													
/	:													
/	:													
/	:													
/	:													
/	:													
/	:													
/	:													
/	:													

※ 1時間ごと記入すること(避難者が入所してから退所するまで)。

様式 1 号

「事前受付」で記入

記載例

## 問診チェック表

氏名： **下田 花子**

1	濃厚接触者と言われ 避難者 1 人ずつ記入します。	はい <b>いいえ</b>
2	現在の体温	<b>36.5</b> °C
3	風邪の症状や発熱が数日間続いている	はい <b>いいえ</b>
4	強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある	はい <b>いいえ</b>
5	激しい咳症状がある	はい <b>いいえ</b>
6	味覚・嗅覚異常がある	はい <b>いいえ</b>
7	その他気になる症状がある	<b>はい</b> いいえ
	「はい」の方のみ いつからどんな症状がありますか	時期： <b>3日前から</b> 症状： <b>喉の痛み</b>

※ 1で「はい」の方は、濃厚接触者として、「専用スペース」へ案内

※ 2で37.5度以上の方、又は3~6で「はい」の方は、発熱者等体調不良者等として、「専用スペース」へ案内

※ 上記項目について、すべて「いいえ」の方は、「総合受付」へ案内

様式 2号

記載例

「総合受付」で記入

4 枚中 1 枚

### 避難所受付簿

避難所名：大賀茂小学校

受付 番号	入 所 日		代表者 氏名	住 所	連絡先	合計 人数	受入場所	備 考	退 所 日					
	入所時間								退所時間					
1	12月9日	15時15分	下田 花子	吉佐美〇〇-〇	(0558) 00-0000 080-0000-0000	4	避難所 車中	ペット1匹	12月15日	9時30分				
2	月 日	時 分	代表者が世帯ごと に記入します。		( ) -		避難所・		月 日	時 分				
3	月 日	時 分									避難所・		月 日	時 分
	月 日	時 分												
	月 日	時 分	避難所・車中		( ) -		避難所・車中		月 日	時 分				
	月 日	時 分									避難所・車中		( ) -	
	月 日	時 分	避難所・車中		( ) -		避難所・車中		月 日	時 分				
	月 日	時 分									避難所・車中		( ) -	

車中避難者についても  
受付を行います。

※連絡先は、常時連絡がとれる番号（携帯電話など）を記入してください。

「総合受付」又は「避難スペース」で記入

様式3号

# 避難者情報カード

記載例

代表者が世帯ごと  
1枚作成します。

受付番号  
(※職員記入)

1

※1家族で1枚作成してください。

記入日	RO年12月9日	記入時間	午前・午後3時15分				
ふりがな	しもだ はなこ	性別	男・女				
代表者氏名	下田 花子	住所	吉佐美〇〇-〇				
電話番号	080-0000-0000						
◎家族の状況							
氏名	性別	年齢	氏名	性別	年齢		
下田 一郎	男	42	下田 松次郎	男	92		
下田 花子	女	40					
下田 静子	女	2					
◎要配慮者の情報（該当する方の「人数」を記入してください。）							
乳・幼児	1	要介護	1	精神疾患		アレルギー等	
妊婦	1	障害児者		難病		その他要配慮者	
◎ペット 無・有（有の場合は、数、種類、特徴など） 有の場合→（ トイプードル 1匹 ）							
◎その他							
~~~~~							
◎職員使用欄（避難場所（車内等含む）、一時退所日時等）							
・屋外階段下にペット配置							
・妊婦・乳幼児は、車内（グラウンド）に避難							
・12/9 18:00退出 12/10 9:00再入所							

様式 4号

記載例

「総合受付」で作成

4 枚中 1 枚

避難者集計表

避難所名：大賀茂小学校

日付	時間	世帯数	避難者数	内 訳 (重複可)										備 考	
				男	女	乳・ 幼児	妊婦	要介護	障害 児者	精神 疾患	難病	アレ ルギ ー等	その他		
12/9	16:00	1	4	2	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	車内2名
/	17:00	2	6	2	4	1	1	1	1	0	0	0	0	0	
/	:														
/	:														
/	:														
/	:														
/	:														
/	:														

避難者が避難所を利用してから閉鎖するまで1時間ごと作成します。

※ 1時間ごと記入すること(避難者が入所してから退所するまで)。

8 資料

1 避難所備品一覧

※令和3年3月末時点

品目	数量	単位	備考	確認欄
鍵	1	本		
ビブス	8	枚		
I P無線機	1	基		
デジタル無線機	1	基		
防災ラジオ	1	台		
懐中電灯	1	個		
発電機	1	基		
投光器	1	基		
ガソリン	1	缶		
コードリール	1	個		
体温計	2	個		
フェイスガード	8	個		
マスク(50枚入)	1	箱		
手指消毒液	3	個		
ニトリル手袋(100枚入)	1	箱		
ペーパータオル(200枚入)	2	袋		
ウェットティッシュ(80枚入)	2	袋		
スプレー消毒ボトル	2	個		
ハンドソープ	2	個		
記録簿	1	冊		
A4用紙	10	枚		
筆記用具	1	セット		
マッキー	1	セット		
ホワイトボードマーカー (黒1本、赤1本)	2	本		
ハサミ	1	本		
養生テープ	2	個		
ゴミ袋	5	枚		
新聞紙	3	日分		
タオル	5	枚		
掲示物	1	式		

※使用した備品は、備考欄に記載すること。

下田市避難所運営マニュアル【朝日地区】

発行日 令和3年3月

発行 下田市役所 防災安全課 防災係
〒415-8501
静岡県下田市東本郷一丁目5番18号
TEL 0558-36-4145 FAX 0558-22-3910
E-mail bousai@city.shimoda.lg.jp
